

戸田市所有艇「ナックルフォア」貸出事務要領

1．所有艇

ナックルフォア [Rainbow TODA] [Rainbow TODA 2021]
[Rainbow TODA 2024] [Rainbow TODA 2026]
以上 4 艇。保管場所は、埼玉県第一艇庫内

2．貸出オール

ビッグブレード 2 8 本
マコンオール 1 6 本

3．利用者登録

ナックルフォアを利用する者（以下「利用者」という。）は、年度毎に別紙 1「ナックルフォア利用クルー登録申請書」を事前に文化スポーツ課へ提出し、利用メンバーの登録をしなければならない。

登録は、代表者（成人）を含め、戸田市在住・在勤者 5 名以上で構成されたクルーとし、登録メンバーにローイング競技経験者又は戸田市ボート教室修了者が 2 名以上いること。

また、利用登録したクルーは、スポーツ安全保険等の傷害・対人対物賠償保険に必ず加入し、写しを文化スポーツ課へ提出すること。（中学ボート部等の教育・研修での使用は除く）

4．使用申請

利用月の 1 ヶ月前から翌月分（1 ヶ月分）を、別紙 2「ナックルフォア使用申請書」に記入の上、埼玉県ローイング協会へメール、FAX 又は窓口にて提出する。

貸出は、埼玉県ローイング協会が別紙 3「ナックルフォア貸出台帳」で行う。

ただし、市主催事業及び市内中学ボート部の部活動での利用を優先する。

5．利用上の注意事項

利用者は、練習中の事故及び備品の破損等に十分注意し利用すること。夕方・夜間の練習には、必ず艇の前後にライト（懐中電灯等）を点灯し、事故防止に努めること。

艇及びオールは、使用前と使用後に破損の有無を確認し、別紙 4「戸田市所有艇使用報告」へ記入すること。また、艇等に異常や破損箇所があった場合は、埼玉県ローイング協会へ必ず報告すること。

6 . その他

戸田ボートコース使用に当たり、公益社団法人日本ローイング協会が定める、戸田ボートコース航行ルールを遵守し、大会等でコース使用禁止の場合には利用しないこと。

艇を保管している埼玉県第一艇庫の入口の鍵は、使用後に他の利用者がいない場合、施錠し鍵を戸田公園管理事務所へ返却すること。

[平成 1 5 年 4 月 1 0 日 決 裁]

[平成 1 8 年 1 月 1 0 日 決 裁]

[平成 2 0 年 4 月 3 0 日 決 裁]

[平成 2 6 年 2 月 2 6 日 決 裁]

[令和元年 6 月 6 日 決 裁]

[令和 4 年 2 月 2 2 日 決 裁]

[令和 6 年 2 月 1 6 日 決 裁]

[令和 8 年 3 月 2 5 日 決 裁]